ワシントン州におけるサプライズ医療 費請求および差額請求に対する貴方の 権利と保護

緊急医療を受けたり、ネットワーク内の病院や外来外科センターで、ネットワーク外の医療提供者から 治療を受けた場合、貴方はサプライズ請求や差額請求から保護されます。

「差額請求」とは(「サプライズ請求」ともいいます)?

医師やその他医療提供者を受診すると、自己負担額、共同保険および/または控除額など、一定の自己 負担額が発生する場合があります。ご加入の健康保険ネットワーク内にない医療提供者を受診したり、 医療施設を訪れたりした場合、他の費用が発生したり、請求額の全額を支払わなければならない場合 があります。

「ネットワーク外」とは、ご加入の健康保険と契約を結んでいない医療提供者や施設を表します。ネットワーク外の医療提供者は、貴方の保険が支払いに合意した金額と、サービス料金全額との差額を貴方に請求することが許可されている場合があります。これを「差額請求」といいます。この金額は、ネットワーク内の同サービス費用を超える可能性が高く、年間の自己負担限度額に算入されない場合があります。

「サプライズ請求」とは、予期せぬ差額請求のことです。これは、緊急事態発生時や、ネットワーク内施設にかかる予定であったにもかかわらず予想外にネットワーク外医療提供者に治療を受けた場合など、自分の治療に関わる者を調整できない場合に起こる可能性があります。

保険会社は、どの医療提供者、病院、施設がそのネットワークに含まれているかを、ウェブサイトを通じて、または貴方からの求めに応じてお伝えすることが義務付けられています。病院、外科施設、および医療提供者は、どの医療提供者ネットワークに含まれているかを、ウェブサイトを通じて、または貴方からの求めに応じてお伝えしなければなりません。

貴方は、以下のサービスについて、差額請求から保護されています:

緊急サービス

緊急の病状、精神状態、または物質使用障害状態にあり、ネットワーク外の医療提供者や施設から緊急サービスを受けた場合、医療提供者や施設が貴方に請求できるのは、加入保険のネットワーク内費用負担額(自己負担金や共同保険など)が上限です。こうした緊急サービスには、差額請求されません。これには、精神衛生や物質使用障害の緊急事態に見舞われた人々に危機管理サービスを提供する



病院および施設で受けるケアも含みます。病状が安定した後に受けるサービスも含め、こうした緊急 サービスに対して差額請求はされません。

ネットワーク内の病院や外来外科センターにおける特定サービス

ネットワーク内の病院や外来外科センターでサービスを受ける場合、そこにいる特定の医療提供者がネットワーク外であることがあります。このような場合、これらの医療提供者が貴方に請求できるのは、ご加入保険ネットワーク内の費用負担額だけです。

また、ネットワーク外のケアを受ける必要はありません。ご加入保険のネットワーク内の医療提供者や施設を選択することができます。

差額からの保護を放棄するよう求められる場合請求:

病院や救急輸送機提供者を含む医療提供者は、差額請求からの保護を放棄するよう求めることは<u>断じ</u>てありません。

自己資金による団体健康保険の補償範囲を持っている場合、ある限定的状況においては、医療提供者が貴方に対し、差額請求からの保護放棄に同意するよう求めることができますが、同意する必要は<u>決</u>してありません。詳細については、雇用主または健康保険までお問い合わせください。

差額請求が認められていない場合、以下のような保護もあります:

支払責任があるのは、貴方の費用負担分のみです(医療提供者や施設がネットワーク内にある場合に 支払うべき自己負担金、共同保険、控除額など)。ご加入の健康保険がネットワーク外の医療提供者 や施設に直接支払います。

健康保険は、一般に、下記の通りでなければなりません:

- 貴方から事前にサービスの了承を得られ(事前承認)なくても、緊急サービスを補償する。
- ネットワーク外医療提供者による緊急サービスを補償する。
- 医療提供者や施設に対して負担する金額(費用負担)は、ネットワーク内の医療提供者や施設に 支払う金額に基づいており、その金額を「給付金明細書」に表示する。
- 緊急サービスやネットワーク外サービスに対する支払金額を、控除額と自己負担限度額に算入する。

誤請求と思われる場合は、連邦政府および/または保険委員会事務局(Office of the Insurance Commissioner)に対して苦情を申し立てることができます。連邦政府に対して苦情を申し立てる場合は、https://www.cms.gov/nosurprises/consumers または電話: 1-800-985-3059 にお電話ください。保険委員会事務局に苦情申し立てる場合は、当局ウェブサイト または電話: 1-800-562-6900 にお電話ください。

連邦法に基づく貴方の権利についての詳細は、https://www.cms.gov/nosurprises をご参照ください。

ワシントン州法に基づく貴方の権利についての詳細は、<u>保険委員会事務局差額請求保護法(Office of</u> the Insurance Commissioner Balance Billing Protection Act website)をご参照ください。

